

## 「規制改革実施計画」に基づく新たな法制度の概要

「規制改革実施計画」	改正後の漁業法等の規定事項案
	<p><b>1 目的</b> この法律は、漁業が国民に対して水産物を供給する使命を有し、かつ、漁業者の秩序ある生産活動がその使命の実現に不可欠であることに鑑み、水産資源の保存及び管理のための措置並びに漁業の許可及び免許に関する制度その他の漁業生産に関する基本的制度を定めることにより、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もつて最大限の漁業生産を実現することを目的とする。</p> <p><b>2 国及び都道府県の責務</b> 国及び都道府県は、最大限の漁業生産を実現するため、水産資源（一定の水面に生息する水産動植物のうち有用なものをいう。）の保存及び管理を適切に行うとともに、漁場の使用に関する紛争の防止及び解決を図るために必要な措置を講ずる責務を有する。</p>
<p><b>1 新たな資源管理システムの構築</b></p>	<p><b>1-1 資源管理の基本原則</b></p> <p>(1) 水産資源の保存及び管理（以下「資源管理」という。）は、この章の規定により、資源評価に基づき、漁獲可能量による管理を行い、最大持続生産量を実現することができる水準に資源水準を維持し、又は回復させることを基本としつつ、稚魚の成育その他の水産資源の再生産が阻害されることを防止するために必要な場合には、漁業時期又は漁具の制限その他の漁獲可能量による管理以外の手法による管理を合わせて行うものとする。</p> <p>(2) 漁獲可能量による管理は、管理区分（特定の水域及び漁業の種類その他の漁獲可能量による管理を行うのに必要な事項によつて構成された特定水産資源ごとに農林水産大臣又は都道府県知事が定める区分をいう。）ごとに、漁獲の実績を勘案して漁獲可能量を配分し、それぞれの管理区分において、当該管理区分に配分される数量（以下「管理漁獲可能量」という。）を超えないように漁獲量の管理を行うものとする。</p> <p>(3) 漁獲量の管理は、それぞれの管理区分において、特定水産資源を採捕しようとする者に対し、船舶等（船舶その他の漁業の生産活動を行う基本的な単位となる設備をいう。）ごとに当該管理区分に係る管理漁獲可能量の範囲内で特定水産資源の採捕をすることができる数量を割り当てること（以下「漁獲割当て」という。）により行うことを基本とする。</p> <p>(4) 漁獲割当てを行う準備の整っていない管理区分における漁獲量の管理は、当該管理区分において特定水産資源を採捕する者による漁獲量の合計により管理を行うものとする。</p> <p>(5) 前項の場合において、特定水産資源に係る漁法の特性等により漁獲量の合計による管理を行うことが適当でないと認められるときは、当該管理に代えて、当該管理区分に係る管理漁獲可能量を当該管理漁獲可能量の特定水産資源を採捕するために通常必要となる漁獲努力量（水産資源を採捕するために行われる漁ろう作業の量であつて、操業日数その他の農林水産省令で定める指標によつて示されるものをいう。）に換算した上で、当該管理区分において特定水産資源を採捕するために漁ろう作業を行う者による漁獲努力量の合計による管理を行うものとする。</p>

a 国際水準の資源評価・資源管理を行う前提として、資源評価対象魚種については、原則として有用資源全体をカバーすることを目指す。このため、生産量の多い魚種・資源悪化により早急な対応が必要な魚種を速やかにカバーした上で、都道府県から要請のあった魚種についても、順次対象に追加する。

b 調査船調査の拡充、情報収集体制の強化など、調査体制を抜本的に拡充するとともに、人工衛星情報や漁業者の操業時の魚群探知情報などの各種情報を資源量把握のためのビッグデータとして活用する仕組みを整備する。

c 資源管理目標の設定方式を、再生産を安定させる最低限の資源水準をベースとする方式から、国際的なスタンダードである最大持続生産量(以下、「MSY」(Maximum Sustainable Yield)という。)の概念をベースとする方式に変更し、MSYは、最新の科学的知見に基づいて設定する。

d 国全体としての資源管理指針を定めることを法制化する。この指針において、資源評価のできている主要魚種ごとに、順次、回復や維持を目指す水準としての「目標管理基準」(MSYが得られる資源水準)と、乱獲を防止するために資源管理を強化する水準としての「限界管理基準」の二つの基準を設ける。公社の基準を下回った場合には、原則として10年以内に目標管理基準を回復するための資源再建計画を立てて実行する。

## 1-2 資源調査及び資源評価

- (1) 農林水産大臣は、海洋環境に関する情報、水産資源の生息又は生育の状況に関する情報、採捕及び漁ろう作業の実績に関する情報その他の資源評価を行うために必要となる情報を収集するための調査(以下「資源調査」という。)を行うものとする。
- (2) 農林水産大臣は、資源調査を行うに当たっては、人工衛星に搭載される観測用機器、船舶に搭載される魚群探知機その他の機器を用いて、情報を効率的に収集するよう努めるものとする。
- (3) 農林水産大臣は、資源調査の結果に基づき、最新の科学的知見を踏まえて資源評価を実施するものとする。
- (4) 農林水産大臣は、資源評価を行うに当たっては、全ての種類の水産資源について評価を行うよう努めるものとする。

## 1-3 都道府県知事の要請等

都道府県知事は、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価を行うよう要請をすることができる。

## 1-4 資源管理基本方針

- (1) 農林水産大臣は、資源評価を踏まえて、資源管理に関する基本方針(以下「資源管理基本方針」という。)を定めるものとする。
- (2) 資源管理基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 資源管理に関する基本的な事項
  - 二 資源管理の目標
  - 三 特定水産資源ごとの管理年度及び漁獲可能量の算出方法
  - 四 特定水産資源ごとの大臣管理区分
  - 五 特定水産資源ごとの漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準
  - 六 大臣管理区分ごとの漁獲量(漁獲割当管理区分以外の管理区分にあつては、漁獲量又は漁獲努力量。)の管理の手法
  - 七 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
  - 八 その他資源管理に関する重要事項
- (3) 農林水産大臣は、資源管理基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

※ 「特定水産資源」とは、漁獲可能量を算出することができる水産資源を言う。

## 1-5 資源管理の目標

- (1) 資源管理の目標は、資源評価が行われた水産資源について、水産資源ごとに次に掲げる資源水準の値を定めるものとする。
  - 一 最大持続生産量を実現するために維持し、又は回復させるべき目標となる値(以下「目標管理基準値」という。)
  - 二 資源水準の低下によつて最大持続生産量の実現が著しく困難になることを未然に防止するため、その値を下回った場合には資源水準の値を目標管理基準値にまで回復させるための計画を定めることとする値(以下「限界管理基準値」という。)
- (2) 水産資源を構成する水産動植物の特性又は資源評価の精度に照らし前項各号に掲げる値を

e 目標管理基準を満たす資源水準の維持や段階的回復を図るため、毎年度の漁獲可能量（以下「TAC」(Total Allowable Catch) という。）を設定する。

TAC対象魚種は、漁業種類別及び海区別に準備が整ったものから順次拡大し、早期に漁獲量ベースで8割をTACの対象とする。

f 漁業許可の対象漁業については、TAC対象とした魚種の全てについて、準備が整ったものから順次、個別割当（以下「IQ」(Individual Quota) という。）を導入する。

IQの導入に当たっての割当ては、国が、漁業許可を受けた者を対象に、これまでの実績等も考慮して、漁船別に、TACに占めるIQの割合（%）を割当てする方式とし、IQの数量は、毎年度、その年度のTACに基づいて確定するものとする。

定めることができないときは、当該水産資源の漁獲量又は漁獲努力量の動向その他の情報を踏まえて資源水準を推定した上で、その維持し、又は回復させるべき目標となる値を定めるものとする。

#### 1-6 漁獲可能量等の決定

- (1) 農林水産大臣は、資源管理基本方針に即して、特定水産資源ごと及びその管理年度ごとに、次に掲げる数量を定めるものとする。
  - 一 漁獲可能量
  - 二 漁獲可能量のうち各都道府県に配分する数量
  - 三 漁獲可能量のうち大臣管理区分ごとの管理漁獲可能量
- (2) 農林水産大臣は、次に掲げる基準に従い漁獲可能量を定めるものとする。
  - 一 資源水準の値が目標管理基準値を下回っている場合（次号に規定する場合を除く。）は、資源水準の値が目標管理基準値を上回るまで回復させること。
  - 二 資源水準の値が目標管理基準値を下回っており、かつ、資源水準の値が限界管理基準値を下回っている場合は、1-5(1)第二号の計画に従って、資源水準の値が目標管理基準値を上回るまで回復させること。
  - 三 資源水準の値が目標管理基準値を上回っている場合は、資源水準の値が目標管理基準値を上回る状態を維持すること。
  - 四 1-5(2)の目標となる値を定めたときは、同項の規定により推定した資源水準の値が当該目標となる値を上回るまで回復させ、又は当該目標となる値を上回る状態を維持すること。
- (3) 農林水産大臣は、都道府県別漁獲可能量を定めようとするときは、あらかじめ、関係する都道府県知事の意見を聴くものとし、その数量を定めたときは、遅滞なく、当該都道府県知事に通知するものとする。
- (4) 農林水産大臣は、第一項各号に掲げる数量を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 1-7 都道府県資源管理方針

- (1) 都道府県知事は、資源管理基本方針に即して、当該都道府県において資源管理を行うための方針（以下「都道府県資源管理方針」という。）を定めるものとする。ただし、特定水産資源の採捕が行われていない都道府県の知事については、この限りでない。
- (2) 都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

#### 1-8 漁獲割当割合の設定

- (1) 漁獲割当てによる漁獲量の管理を行う管理区分（以下「漁獲割当管理区分」という。）において当該漁獲割当ての対象となる特定水産資源を採捕しようとする者は、大臣管理区分にあつては農林水産大臣、知事管理区分にあつては都道府県知事に申請して、当該特定水産資源の採捕に使用しようとする船舶等ごとに漁獲割当ての割合（以下「漁獲割当割合」という。）の設定を求めることができる。
- (2) 前項の漁獲割当割合の有効期間は、一年を下らない農林水産省令で定める期間とする。
- (3) 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲割当割合の設定をしようとするときは、あらかじめ、漁獲割当管理区分ごとに、船舶等ごとの漁獲実績その他農林水産省令で定める事項を勘

資源管理に対応しつつ規模拡大や新規参入を促すため、漁船の譲渡等と併せたIQの割合の移転を可能とする。

g IQの円滑な導入及び資源の合理的な活用を図るため、IQの割当てを受けた漁業者相互間で、国の許可の下に、特定魚種についてのIQ数量を年度内に限って融通できることとする。

h IQだけでは、資源管理の実効性を十分に確保できない場合は、操業期間や体長制限等の資源管理措置を適切に組み合わせる。

i 上記の資源管理を着実に実施するため、  
・ 漁業者に対し、TAC対象魚種全てについて、水揚げ後の速やかな漁獲量報告を義務付ける。その際、ICT等を最大限活用し、迅速に報告されるようにする。  
・ 逐次漁獲量を集計し、資源管理上必要な場合には、適切なタイミングで採捕停止など各種措置命令を発出する。

案して設定の基準を定め、これに従って設定を行わなければならない。

#### 1-9 年次漁獲割当量

- (1) 農林水産大臣又は都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、管理年度ごとに、漁獲割当割合保有者に対して、年次漁獲割当量（漁獲割当管理区分において管理年度中に特定水産資源を採捕することができる数量をいう。）を設定する。
- (2) 年次漁獲割当量は、当該管理年度に係る管理漁獲可能量に漁獲割当割合保有者が保有する漁獲割当割合を乗じて得た数量とする。

#### 1-10 漁獲割当てによる採捕の制限

- (1) 漁獲割当管理区分においては、当該漁獲割当管理区分に係る漁獲割当割合保有者でなければ、当該漁獲割当ての対象となる特定水産資源を採捕することを目的として当該特定水産資源の採捕をしてはならない。
- (2) 漁獲割当割合保有者は、漁獲割当管理区分においては、その保有する年次漁獲割当量を超えて当該漁獲割当ての対象となる特定水産資源の採捕をしてはならない。

#### 1-11 漁獲割当割合の移転の制限

- 漁獲割当割合は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、移転をすることができる。
- 一 相続又は法人の合併若しくは分割によるとき。
  - 二 船舶等とともに当該船舶等ごとに設定された漁獲割当割合を譲り渡す場合その他農林水産省令で定める場合に該当する場合であつて農林水産大臣又は都道府県知事の認可を受けたとき。

#### 1-12 年次漁獲割当量の移転の制限

- 年次漁獲割当量は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、移転をすることができる。
- 一 相続又は法人の合併若しくは分割によるとき。
  - 二 他の漁獲割当割合保有者へ譲り渡す場合その他農林水産省令で定める場合に該当する場合であつて農林水産大臣又は都道府県知事の認可を受けたとき。

(3-3、3-4へ)

#### 1-13 漁獲量等の報告

- (1) 漁獲割当割合保有者は、漁獲割当管理区分において、特定水産資源の採捕をしたときは、農林水産省令で定める期間内に、農林水産省令又は都道府県の規則で定めるところにより、漁獲量その他漁獲の状況に関し農林水産省令で定める事項を、大臣管理区分にあつては農林水産大臣、知事管理区分にあつては都道府県知事に報告しなければならない。
  - (2) 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けたときは、農林水産省令で定めるところにより、速やかに、当該事項を農林水産大臣に報告するものとする。
- ※ 漁獲割当割合保有者以外の者についても漁獲量等の報告を義務付け。

・ I Qの超過に対しては、罰則やI Q割当の削減等の抑止効果の高いペナルティ措置を講ずる。

じ 海区漁業調整委員会については、適切な資源管理等を行うため、委員の選出方法を見直すとともに、資源管理や漁業経営に精通した有識者・漁業者を中心とする柔軟な委員構成とする。

#### 1-14 採捕の停止等

- (1) 農林水産大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、それぞれ当該各号に定める者に対し、期間を定め、採捕の停止その他特定水産資源の採捕に関し必要な命令をすることができる。
  - 一 大臣管理区分における特定水産資源の漁獲量の合計が当該大臣管理区分に係る大臣管理漁獲可能量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きい場合 当該大臣管理区分において当該特定水産資源の採捕をする者
  - 二 一の特定水産資源に係る全ての大臣管理区分における当該特定水産資源の漁獲量の合計が当該全ての大臣管理区分に係る大臣管理漁獲可能量の合計を超えており、又は超えるおそれが著しく大きい場合 当該全ての大臣管理区分のいずれかにおいて当該特定水産資源の採捕をする者
  - 三 特定水産資源の漁獲量の合計が漁獲可能量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認める場合 当該特定水産資源の採捕をする者
- (2) 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、それぞれ当該各号に定める者に対し、採捕の停止その他特定水産資源の採捕に関し必要な命令をすることができる。
  - 一 知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の合計が当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きい場合 当該知事管理区分において当該特定水産資源の採捕をする者
  - 二 一の特定水産資源に係る全ての知事管理区分における当該特定水産資源の漁獲量の合計が当該都道府県の都道府県別漁獲可能量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きい場合 当該全ての知事管理区分のいずれかにおいて当該特定水産資源の採捕をする者

#### 1-15 罰則

1-14(1)(2)の命令、停泊命令等に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

#### 1-16 年次漁獲割当量の控除

農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲割当割合保有者が1-10(2)の規定に違反してその保有する年次漁獲割当量を超えて特定水産資源を採捕し、又は停泊命令に違反したときは、次の管理年度における年次漁獲割当量から農林水産省令で定めるところにより算出する数量を控除することができる。

#### 1-17 所掌事項

漁業調整委員会は、その設置された海区又は海域の区域内における漁業に関する事項を処理する。

#### 1-18 委員の任命

- (1) 委員は、漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、都道府県知事が、議会の同意を得て、任命する。
- (2) 委員の定数は、十五人（農林水産大臣が指定する海区に設置される海区漁業調整委員会に

<p>k 新たな資源管理措置への円滑な移行を進めるために、減船や休漁措置などに対する支援を行う。</p> <p>l 新たな資源管理措置の下で、適切な資源管理等に取り組む漁業者の経営安定を図るためのセーフティネットとして、漁業収入安定対策の機能強化を図るとともに、法制化を図る。</p>	<p>あつては、十人)とする。ただし、十人から二十人までの範囲内において、条例でその定数を増加し、又は減少することができる。</p> <p>(3) 都道府県知事は、(1)の規定による委員の任命に当たっては、海区漁業調整委員会が設置される海区に沿う市町村(海に沿わない市町村であつて、当該海区において漁業を営み又はこれに従事する者が相当数その区域内に住所又は事業場を有している等特別の事由によつて農林水産大臣が指定したものを含む。)の区域内に住所又は事業場を有する漁業者又は漁業従事者(一年に九十日以上、漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者に限る。)が委員の過半数を占めるようにしなければならない。この場合において、都道府県知事は、漁業者又は漁業従事者の地区、漁業の種類等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。</p> <p>(4) 都道府県知事は、(3)に定めるもののほか、(1)の規定による委員の任命に当たっては、資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有する者並びに海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない。</p> <p>(5) 都道府県知事は、(1)の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。</p> <p><b>1-19 委員の推薦及び募集</b></p> <p>(1) 都道府県知事は、1-18(1)の規定により委員を任命しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、漁業者、漁業者が組織する団体その他の関係者に対し候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者の募集をしなければならない。</p> <p>(2) 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、(1)の規定による推薦を受けた者及び同項の規定による募集に応募した者に関する情報を整理し、これを公表しなければならない。</p> <p>(3) 都道府県知事は、1-18(1)の規定による委員の任命に当たっては、(1)の規定による推薦及び募集の結果を尊重しなければならない。</p> <p><b>1-20 漁獲努力量の調整のための措置</b></p> <p>国は、漁業調整の円滑な実施を確保するため、水産資源の状況等に照らし、当該水産資源の採捕を行う漁業に使用される漁船の隻数又は操業日数の削減その他の漁業者による漁獲努力量の調整を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p><b>1-21 検討</b></p> <p>政府は、漁獲量の管理その他の新漁業法に規定する措置により漁業者の収入に著しい変動が生じた場合において、当該変動が漁業の経営に及ぼす影響を緩和するための施策について、漁業災害補償の制度の在り方を含めて検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする。</p>
<p><b>2 栽培漁業の在り方の見直し</b></p> <p>a 従来実施してきた栽培漁業に関する事業については、資源造成効果を検証し、資源造成の目的を達成したものや効果の認められないものは</p>	<p>(別途検討)</p>

実施しないこととする。

- b 資源造成効果が高い手法や対象魚種については、今後も事業を実施するが、その際、国は広域魚種を対象として必要な技術開発や実証を行うなど、都道府県と適切に役割を分担する。また、広域回遊魚種等については、複数の都道府県が共同で種苗放流等を実施する取組を促進する。

(別途検討)

### 3 漁業者の所得向上に資する流通構造の改革

- a マーケットインの発送に基づき、以下の取組等を強力に進める。
- ・物流の効率化（加工業者との連携による低コスト化・高付加価値化等）
  - ・ICT等の活用（取引の電子化、A I ・ I C T を活用した選別・加工技術の導入等）
  - ・品質・衛生管理の強化（新たな鮮度保持技術の導入、水産加工施設のH A C C P (Hazard Analysis and Critical Control Point) 対応等）
  - ・国内外の需要への対応（輸出の戦略的拡大等）

(別途検討)

- b 漁業者の所得向上に資するとともに、消費者ニーズに応えた水産物の供給を進めるため、産地市場の統合・重点化を推進し、そのために必要な漁港機能の再編や集約化、水揚漁港の重点化を進める。また、消費地にも産地サイドの流通拠点の確保等を進める。

(別途検討)

- c 資源管理の徹底、I U U (Illegal Unreported Unregulated: 違法・無報告・無規制) 漁業の撲滅、輸出促進の観点から、トレーサビリティの取組を推進する。

(漁獲証明に係る法制度は別途検討)

- d また、漁業生産コストの引下げを図るため、国内外における漁業生産資材の供給状況に関する調査を行うとともに、最先端の技術の導入や漁船、漁網等の主要資材の調達先、調達方法等の見直し等を進める。

(別途検討)

#### 4 生産性の向上に資する漁業許可制度の見直し

a TAC対象魚種など主要資源の管理を適切に進めていく観点から、現行の漁業許可の4区分を大臣許可漁業と知事許可漁業の2区分に整理するとともに、試験開発操業の一層の活用等により、新たな漁法等の導入を促す。

b IQ導入等の条件が整った漁業種類については、インプット・コントロール等に関する規制を抜本的に見直し、トン数制限など漁船の大型化を阻害する規制を撤廃する。  
なお、IQだけではカバーできない資源管理上の規制（操業区域、操業期間、体長制限など）は、必要に応じ活用する。

c 漁船の譲渡等に際しては、承継者に許可を行い、同時にIQも移転することとする。

##### 3-1 農林水産大臣による漁業の許可

- (1) 船舶により行う漁業であつて農林水産省令で定めるものを営もうとする者は、船舶ごとに、農林水産大臣の許可を受けなければならない。
- (2) 前項の農林水産省令は、漁業調整（特定水産資源の再生産の阻害の防止若しくは特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理又は漁場の使用に関する紛争の防止のために必要な調整をいう。以下同じ。）のため漁業者及びその使用する船舶について制限措置を講ずる必要がある、かつ、政府間の取決めが存在すること、漁場の区域が広域にわたることその他の政令で定める事由により当該措置を統一して講ずることが適当であると認められる漁業について定めるものとする。

##### 3-2 都道府県知事による漁業の許可

- (1) 大臣許可漁業以外の漁業のうち船舶により行う漁業であつて農林水産省令で定めるもの又はそれ以外の漁業であつて都道府県の規則で定めるものを営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。
- (2) 前項の農林水産省令は、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、農林水産大臣が漁業調整のため漁業者又はその使用する船舶について制限措置を講ずる必要があると認める漁業について定めるものとする。

##### 3-3 公示等における留意事項

農林水産大臣は、漁獲割当ての対象となる特定水産資源の採捕を通常伴うと認められる大臣許可漁業について、3-14(1)の公示をするに当たっては、当該大臣許可漁業において採捕すると見込まれる水産資源の総量のうち漁獲割当ての対象となる特定水産資源の数量の占める割合が農林水産大臣が定める割合を下回ると認められる場合を除き、船舶の数及び船舶の総トン数その他の船舶の規模に関する制限措置を定めないものとする。

##### 3-4 許可等の条件

- (1) 農林水産大臣は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可をするに当たり、許可又は起業の認可に条件を付けることができる。
- (2) 農林水産大臣は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可後、当該許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

##### 3-5 継続の許可又は起業の認可等

次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、3-8各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

	<p>一～三 (略)</p> <p>四 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該大臣許可漁業を営もうとする者が、当該船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。</p>
<p>d 漁業許可を受けた者には、資源管理の状況・生産データ等の報告を義務付ける。</p>	<p><b>1-11 漁獲割当割合の移転の制限（※再掲）</b></p> <p>(1) 漁獲割当割合は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、移転をすることができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 船舶等とともに当該船舶等ごとに設定された漁獲割当割合を譲り渡す場合その他農林水産省令で定める場合に該当する場合であつて農林水産大臣又は都道府県知事の認可を受けたとき。</p>
<p>e 資源管理を適切に行い、かつ生産性の高い漁業者が遠洋・沖合漁業を担う漁業構造にしていくため、資源管理を適切に行わない漁業者や生産性が著しく低い漁業者に対しては、改善勧告、許可の取消しを行う。</p>	<p><b>3-6 許可を受けた者の責務</b></p> <p>3-1(1)の農林水産省令で定める漁業（以下「大臣許可漁業」という。）について同項の許可を受けた者は、資源管理を適切にするために必要な取組を自ら行うとともに、漁業の生産性の向上に努めるものとする。</p> <p><b>3-7 漁業生産に関する情報等の報告義務</b></p> <p>許可を受けた者は、農林水産省令で定めるところにより、当該許可に係る大臣許可漁業における資源管理の状況、漁業生産に関する情報その他の農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に報告しなければならない。ただし、1-13(1)の規定により農林水産大臣に報告した事項については、この限りでない。</p>
	<p><b>3-8 許可又は起業の認可をしない場合</b></p> <p>次の各号のいずれかに該当する場合は、農林水産大臣は、許可又は起業の認可をしてはならない。</p> <p>一 申請者が3-9に規定する適格性を有する者でない場合</p> <p>二 その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合</p> <p><b>3-9 許可又は起業の認可についての適格性</b></p> <p>許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。</p> <p>一 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。</p> <p>二 暴力団員等であること。</p> <p>三 許可を受けようとする船舶が農林水産大臣の定める基準を満たさないこと。</p> <p>四 その申請に係る漁業を適確に営むに足る生産性を有さず、又は有することが見込まれない者であること。</p> <p><b>3-10 勧告</b></p> <p>農林水産大臣は、許可又は起業の認可を受けた者が3-9第四号に該当することとなつたときは、当該許可又は起業の認可を受けた者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告するものとする。</p>

f 大臣許可漁業に関し、許可を受けた漁業者の廃業などの場合に、随時、新規許可（それぞれ期限を設定）を行う制度とし、一斉更新制度（一定の時期に全ての許可の期限を終了させ、新たに許可を出す制度）は廃止する。

### 3-11 適格性の喪失等による許可等の取消し等

- (1) 農林水産大臣は、許可又は起業の認可を受けた者が3-8第二号又は3-9各号(第四号を除く。)のいずれかに該当することとなつたときは、当該許可又は起業の認可を取り消さなければならない。
- (2) 農林水産大臣は、許可又は起業の認可を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該大臣許可漁業の許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又は許可の効力の停止を命ずることができる。
  - 一 漁業に関する法令の規定に違反したとき。
  - 二 3-10の規定による勧告に従わないとき。

### 3-12 許可の有効期間

許可の有効期間は、漁業の種類ごとに五年を超えない範囲内において農林水産省令で定める期間とする。ただし、3-5の規定（承継等）によつて許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

### 3-13 休業等の届出

許可を受けた者は、一漁業時期以上にわたつて休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ農林水産大臣に届け出なければならない。

### 3-5 継続の許可又は起業の認可等（※再掲）

次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、3-8各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

- 一 許可を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、その許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請したとき。
- 二～四 略

### 3-14 新規の許可又は起業の認可

- (1) 農林水産大臣は、許可又は起業の認可をしようとするときは、当該大臣許可漁業を営む者の数、当該大臣許可漁業に係る船舶の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数、操業区域、漁業時期、漁具の種類その他の農林水産省令で定める事項を定め、これらの事項及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。
- (2) (1)の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、農林水産大臣は、3-8各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。
- (3) 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶の数が第一項の規定により公示した船舶の数を超える場合においては、同項の規定にかかわらず、申請者の営む漁業の生産性を勘案して許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。
- (4) 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

### 3-15 知事許可漁業への準用

g 漁獲報告の迅速化と、報告内容の正確性の向上を図るため、漁獲報告の電子化・VMS (Vessel Monitoring System) の備付けを義務化する。

- h 海技士制度について、以下の検討を進める。
- ・ 船舶職員養成施設の入学要件の見直しによる早期受験資格の取得、e-ラーニング教材の活用拡大などの免許取得方法の多様化、科目合格有効期間延長等受験機会の拡大により、海技資格の取得を促す環境を整備する。
  - ・ 近海（100海里以内）を操業する中規模（総トン数20トン以上長さ24m未満）の漁船の機関に関する業務の内容について、国土交通省と水産庁が協力して実態を調査し、その結果及び今後の技術の進展に係る調査の結果を踏まえて、安全運航の確保を前提に、必要とされる海技資格の在り方について検討する。

※ 知事許可漁業について、大臣許可漁業の規定のうち、3-6許可を受けた者の責務、起業の認可、3-8許可又は起業の認可をしない場合、3-9許可又は起業の認可についての適格性（第四号を除く。）、3-3許可等における留意事項、3-5継続の許可又は起業の認可等、変更の許可、許可等の失効、3-4許可等の条件、3-13休業の届出、休業による許可の取消し、3-16漁業生産に関する情報等の報告義務、3-11適格性の喪失等による許可等の取消し等、公益上の必要による許可等の取消し等の規定を準用する。

### 3-16 漁業生産に関する情報等の報告義務

農林水産大臣は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機その他の農林水産省令で定める電子機器を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。

（国交省とともに引き続き検討）

<p>5 養殖・沿岸漁業の発展に資する海面利用制度の見直し</p>	
<p>a 養殖・沿岸漁業については、以下の考え方に基づき再構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養殖・沿岸漁業は限定された水域（漁場）を活用して営む漁業であるため、資源管理を適切に行い、漁業をめぐるトラブルを回避する観点から、今後とも漁業権制度を維持する。</li> <li>・ その際、漁業の成長産業化にとって重要な養殖業の規模拡大や新規参入が円滑に行われるようにする観点から、漁業権付与に至るプロセスを透明化するとともに、漁業権の権利内容の明確化等を図る。</li> <li>・ 加えて、都道府県が沿岸漁場の管理の業務を漁協等に委ねることができる制度を創設する。</li> </ul>	<p>(2) 以下に記載</p>
<p>b 漁業権付与の前提となる漁場計画については、都道府県は、従来と同様、原則として5年または10年ごとに、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、海区ごとに漁業権（定置漁業権、区画漁業権、共同漁業権の3種類）の区域等を盛り込んだ「漁場計画」を策定し、公表する。 また、必要に応じ、随時改定を行う。</p>	<p>4-1 海区漁場計画</p> <p>(1) 都道府県知事は、その管轄に属する海面について、五年ごとに、海区漁場計画を定めるものとする。ただし、管轄に属する海面を有しない都道府県知事にあつては、この限りでない。</p> <p>(2) 海区漁場計画においては、海区ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 当該海区に設定する漁業権について、次に掲げる事項</p> <p>イ 漁場の位置及び区域</p> <p>ロ 漁業の種類</p> <p>ハ 漁業時期</p> <p>ニ 存続期間</p> <p>ホ 区画漁業権については、個別漁業権（団体漁業権以外の漁業権をいう。）又は団体漁業権の別</p> <p>ヘ 団体漁業権については関係地区（自然的及び社会経済的条件により当該漁場が属すると認められる地区をいう。）</p> <p>ト イからへまでに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項</p> <p>二 当該海区に設定する保全沿岸漁場について、次に掲げる事項</p>

- イ 漁場の位置及び区域
- ロ 保全活動の種類
- ハ イ及びロに掲げるもののほか、保全沿岸漁場の設定に関し必要な事項

#### 4-2 海区漁場計画の作成の手続

- (1)～(7) (略)
- (8) 前各項の規定は、海区漁場計画の変更について準用する。

c 漁場計画の策定に当たって、都道府県は、当該海区の資源管理を適切に行いつつ、当該海区の海面を最大限に活用できるよう留意し、可能な場合は、養殖のための新区画の設定も積極的に推進する。

#### 4-3 海区漁場計画作成の留意事項

都道府県知事は、海区に係る海面全体を最大限に活用するため、漁業権が存しない海面をその漁場の区域とする新たな漁業権を設定するよう努めるものとする。

d 沖合等に養殖のための新たな区画を設定することが適当と考えられる場合は、国が都道府県に対し、新たな区画を設定するよう指示等を行う。

#### 4-4 農林水産大臣の助言

農林水産大臣は、4-2(2)の検討の結果を踏まえて、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、最大限の漁業生産を実現するために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、海区漁場計画の案を修正すべき旨の助言その他海区漁場計画に関して必要な助言をすることができる。

#### 4-5 農林水産大臣の指示

農林水産大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、都道府県知事に対し、海区漁場計画を変更すべき旨の指示その他海区漁場計画に関して必要な指示をすることができる。

- 一 前条の規定により助言をした事項について、最大限の漁業生産を実現するため特に指示の必要があると認めるとき。
- 二 都道府県の区域を超えた広域的な見地から、漁業調整その他公益のために特に必要があると認めるとき。

#### 4-6 管轄の特例

- (1) 漁場が二以上の都道府県知事の管轄に属し、又は漁場の管轄が明確でないときは、農林水産大臣は、これを管轄する都道府県知事を指定し、又は自ら都道府県知事の権限を行うことができる。
- (2) 都道府県知事の管轄に属する漁場において新たに漁業権を設定するため特に必要があると認める場合であつて、農林水産大臣が都道府県知事の権限を行うことにつき当該都道府県知事が同意したときは、農林水産大臣は、自ら当該都道府県知事の権限を行うことができる。

e 都道府県は、漁場計画の策定に当たって、新規参入希望者を始め関係者の要望を幅広く聴取するとともに、その要望に関する検討結果を公表することとし、こうした手続を法定する。

#### 4-2 海区漁場計画の作成の手続（※再掲）

- (1) 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。
- (2) 都道府県知事は、前項の規定により聴いた意見について検討を加え、その結果を公表しなければならない。

	<p>(3) 都道府県知事は、前項の検討の結果を踏まえて海区漁場計画の案を作成しなければならない。</p> <p>(4) 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならない。</p> <p>(5) 海区漁業調整委員会は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かななければならない。</p> <p>(6) 都道府県知事は、海区漁場計画を作成したときは、当該海区漁場計画の内容その他農林水産省令で定める事項を公表するとともに、漁業の免許予定日及び沿岸漁場管理団体の指定予定日並びにこれらの申請期間を公示しなければならない。</p>
<p>f 漁業権の種類は、従来と同様、定置漁業権、区画漁業権、共同漁業権とする。</p> <p>g 定置漁業権及び区画漁業権は、個別漁業者に対して付与する。 区画漁業権については、当該区画を利用する多数の個別漁業者が、その個別漁業者で構成する団体に付与することを要望する場合には、漁業者団体（漁協）に付与する。</p> <p>h 共同漁業権は、一定の水面を共同で利用する多数の漁業者で構成する漁業者団体（漁協）に付与する。</p> <p>i 個別漁業者に付与する漁業権（個別漁業権）は、当該漁業者の経営展開等に必要な範囲で、都道府県の関与の下で、抵当権の設定等を可能とする。</p>	<p>4-7 定義 「漁業権」とは、定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権をいう。</p> <p>4-8 漁業の免許 (1) 漁業権の内容たる漁業の免許を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより都道府県知事に申請しなければならない。免許を受けた者は、当該漁業権を取得する。 (2) 海区漁場計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。 一 海区漁場計画の作成の時に適切かつ有効に活用されている漁業権が団体漁業権であるときは、同一漁業権が団体漁業権として設定されていること。 二 前号の場合のほか、漁場の活用の現況及び4-2(2)の検討の結果に照らし、団体漁業権として区画漁業権を設定することが、海区における最大限の漁業生産の実現に最も資すると認められる場合には、団体漁業権として区画漁業権が設定されていること。</p> <p>4-9 免許についての適格性 団体漁業権の内容たる漁業の免許について適格性を有する者は、当該団体漁業権の関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又は漁業協同組合連合会であつて、次の各号に掲げる団体漁業権の種類に応じて、当該各号に定めるものとする。 二 団体漁業権（共同漁業権を含む。）その組合員（漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員）のうち関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの</p> <p>4-10 抵当権の設定 (1) 個別漁業権について抵当権を設定した場合において、その漁場に定着した工作物は、民法第三百七十条の規定の準用に関しては、漁業権に付加してこれと一体を成す物とみなす。個別漁業権が先取特権の目的である場合も、同様とする。 (2) 個別漁業権を目的とする抵当権の設定は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>4-11 漁業権の移転の制限</p>

じ 漁業者団体に付与する漁業権（団体漁業権）については、漁業者団体がそのメンバーである個別漁業者間の漁場利用に係る内部調整（費用の徴収を含む。）を漁業権行使規則に基づいて行う。

漁業権行使規則は、メンバー外には及ばない。

き 団体漁業権に係る個別漁業者が当該団体の構成員の一部である場合には、当該団体漁業権に係る地区の漁業者からなる地区部会を当該団体の中に常設し、当該地区部会が漁業権行使規則を制定し運用する。

い 団体漁業権を付与された漁業者団体は、定期的に、当該団体漁業権に係る漁業の生産力の維持発展に向け、協業化、法人化等の方策を含めた計画（協業化、法人化等）を策定するものとする。

ま 都道府県が漁業権を付与する際の優先順位の法定制は廃止し、これに代えて、都道府県が付与する際の考慮事項として次の事項を法定する。  
・ 既存の漁業権を受けた者（以下「漁業権者」という。）が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その継続利用を優先する。

- (1) 漁業権は、相続又は法人の合併若しくは分割による場合を除き、移転の目的とすることができない。ただし、個別漁業権については、滞納処分による場合、先取特権者若しくは抵当権者がその権利を実行する場合等において、都道府県知事の認可を受けたときは、この限りでない。
- (2) 都道府県知事は、免許についての適格性を有する者に移転する場合でなければ、前項の認可をしてはならない。

#### 4-12 貸付けの禁止

漁業権は、貸付けの目的とすることができない。

#### 4-13 漁業権行使規則等

- (1) 漁業権行使規則は、団体漁業権を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会において、団体漁業権ごとに制定するものとする。
- (2) 漁業権行使規則及び入漁権行使規則には、次に掲げる事項を規定するものとする。
  - 一 組合員行使権を有する者の資格
  - 二 組合員行使権の内容たる漁業を営むべき区域又は期間、当該漁業の方法その他組合員行使権者が当該漁業を営む場合において遵守すべき事項
  - 三 組合員行使権者がその有する組合員行使権に基づいて漁業を営む場合に当該漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が当該組合員行使権者に金銭を賦課するときは、その額
- (3) 行使規則は、当該行使規則を制定した漁業協同組合の組合員（漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員）以外の者に対しては、効力を有さない。

#### 4-14 総会の部会が設置されている場合

団体漁業権を有する漁業協同組合が当該団体漁業権に係る総会の部会を設けている場合には、当該総会の部会は、当該団体漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該満了する団体漁業権と実質的に同一のものとして設定される団体漁業権の取得について、総会の権限を行うことができる。

#### 4-15 漁業権者の責務

- (1) 漁業権を有する者は、当該漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用するよう努めるものとする。
- (2) 団体漁業権を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、組合員（連合会にあってはその会員たる組合の組合員）が相互に協力して行う生産の合理化、組合員による生産活動のための法人の設立その他の方法による経営の高度化その他の当該団体漁業権に係る漁場を将来にわたって適切かつ有効に活用するための促進に関する計画を作成し、定期的に点検を行うとともに、その実現に努めるものとする。

#### 4-16 免許をすべき者の決定

- (1) 都道府県知事は、申請期間内に漁業の免許を申請した者に対しては、適格性を有しない者等に該当する場合を除き、免許をしなければならない。
- (2) 前項の場合において、同一の漁業権について免許の申請が複数あるときは、都道府県知事は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者に対して免許をするものとする。
  - 一 漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該満了する

- ・ 上記以外の場合、地域の水産業の発展に資すると総合的に判断される者に付与する。

n 漁業権者は、漁業権の活用状況、資源管理の状況、生産データ等を都道府県に報告する。都道府県は、既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用していない場合には、改善指導、勧告、さらには漁業権の取消しを行う。

漁業権（「満了漁業権」）と実質的に同一と認められるものとして設定される漁業権について当該満了漁業権を有する者による申請がある場合であつて、その者が当該満了漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用していると認められる場合 当該者  
 二 前号に掲げる場合以外の場合 免許の内容たる漁業による漁業生産の増大並びにこれを通じた漁業所得の向上及び就業機会の確保その他の地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者

#### 4-17 漁業権の活用状況等に関する情報等の報告義務

- (1) 漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。
- (2) 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。

#### 4-18 指導及び勧告

- (1) 都道府県知事は、漁業権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該漁業権者に対して、漁場の適切かつ有効な活用を図るために必要な措置を講ずべきことを指導するものとする。
  - 一 漁場を適切に利用しないことにより、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼし、又は海洋環境の悪化を引き起こしているとき。
  - 二 合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していないとき。
- (2) 都道府県知事は、前項の規定により指導した者が、その指導に従っていないと認めるときは、その者に対して、当該指導に係る措置を講ずべきことを勧告するものとする。
- (3) 前二項の規定により指導し、又は勧告しようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

#### 4-19 適格性の喪失等による漁業権の取消し等

- (1) 漁業の免許を受けた後に漁業権者が免許についての適格性を有する者でなくなつたときは、都道府県知事は、その漁業権を取り消さなければならない。
 

(注) 免許についての適格性  
 個別漁業権の内容たる漁業の免許について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

  - 一 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
  - 二 暴力団員等であること。
  - 三 前二号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によつても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがある者であること。
- (2) 都道府県知事は、漁業権者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その漁業権を取り消し、又はその行使の停止を命ずることができる。
  - 一 漁業に関する法令の規定に違反したとき。
  - 二 4-18(2)の規定による勧告に従わないとき。
- (3) 前二項の規定により漁業権を取り消し、又はその行使の停止を命じようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

- o 沿岸水域の良好な漁場の維持と漁業生産力の維持・向上のための漁場管理を都道府県の責務として法定する。その上で、都道府県は、漁場管理の業務を適切な管理能力のある漁協等にルールを定めて委ねることができる制度を創設する。

- p 漁場管理の業務を委ねられた者は、そのルールの範囲内で、業務の実施方法等を定めた漁場管理規程を策定し、都道府県の認可を受けるものとし、業務の実施状況を都道府県に報告する。業務に関し漁協等のメンバー以外から費用を徴収する必要がある場合は、漁場管理規程には、漁場管理に要する費用の使途、負担の積算根拠を明示することとし、毎年度その使途に関する収支状況を公表するものとする。

#### 4-20 都道府県による水面の総合的な利用の促進等

都道府県は、最大限の漁業生産を実現するため、水面の総合的な利用を推進するとともに、水産動植物の生育環境の保全及び改善に努めなければならない。

#### 4-21 定義

「保全活動」とは、水産動植物の生育環境の保全又は改善その他沿岸漁場の保全のための活動であつて農林水産省令で定めるものをいう。

#### 4-22 沿岸漁場管理団体の指定

- (1) 都道府県知事は、海区漁場計画に基づき、当該海区漁場計画で設定した保全沿岸漁場ごとに、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会又は一般社団法人若しくは一般財団法人であつて、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、沿岸漁場管理団体として指定することができる。
- 一 適格性を有する者であること。
  - 二 役員又は職員の構成が、保全活動の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
  - 三 保全活動以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて保全活動の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
- (2) 都道府県知事は、保全活動の適切な実施を確保するために必要があると認めるときは、前項の指定をするに当たり、条件を付けることができる。
- (3) 都道府県知事は、(1)の規定により沿岸漁場管理団体を指定しようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならない。

#### 4-23 沿岸漁場管理団体の適格性

- 沿岸漁場管理団体の適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。
- 一 適確な経理その他保全活動を適切に実施するために必要な能力を有すると認められないこと。
  - 二 暴力団員等が、どんな名目によつても、実質上当該団体を支配するに至るおそれがあること。

#### 4-24 沿岸漁場管理規程

- (1) 沿岸漁場管理団体は、沿岸漁場管理規程を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。
- (2) 沿岸漁場管理規程には、次に掲げる事項を規定するものとする。
- 一 水産動植物の生育環境の保全又は改善の目標
  - 二 保全活動を実施する区域及び期間
  - 三 保全活動の内容
  - 四 保全活動の実施に関し遵守すべき事項
  - 五 保全沿岸漁場において漁業を営む者及びその他の構成員の役割分担その他保全活動の円滑な実施の確保に関する事項

- 六 保全活動により保全沿岸漁場において漁業を営む者その他の者が受けると見込まれる利益の内容及び程度
- 七 前号の利益を受けることが見込まれる者の範囲
- 八 保全活動に要する費用の見込みに関する事項（当該費用の一部の負担について前号の者（沿岸漁場管理団体の構成員を除く。以下「受益者」という。）に協力を求めようとするときは、その額及び算定の根拠並びに用途を含む。）
- 九 前各号のほか保全活動に関する事項であつて農林水産省令で定めるもの
- (3) 沿岸漁場管理団体は、沿岸漁場管理規程を変更しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。
- (4) (1)又は(3)の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。
- (5) 都道府県知事は、沿岸漁場管理規程の内容が次の各号のいずれにも該当するときは、認可をしなければならない。
  - 一 保全活動を効果的かつ効率的に行う上での確であることと認められるものであること。
  - 二 不当に差別的なものでないこと。
  - 三 保全活動に要する費用の一部の負担について受益者に協力を求めようとするときは、その額が利益の内容及び程度に照らして妥当なものであること。
- (6) 都道府県知事は、(1)又は(3)の認可をしたときは、沿岸漁場管理団体の名称その他の農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。

#### 4-25 沿岸漁場管理団体の活動

- (1) 沿岸漁場管理団体は、沿岸漁場管理規程に基づいて保全活動を行うものとする。
- (2) 沿岸漁場管理団体は、農林水産省令で定めるところにより、保全活動の実施状況、収支状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。
- (3) 都道府県知事は、保全活動の実施状況、収支状況その他の農林水産省令で定める事項を海区漁業調整委員会に報告するとともに、公表するものとする。

#### 4-26 保全活動への協力のあつせん

- (1) 沿岸漁場管理団体は、保全活動の実施に当たり、受益者の協力が得られないときは、都道府県知事に対し、当該協力を得るために必要なあつせんをすべきことを求めることができる。
- (2) 都道府県知事は、前項の規定によりあつせんを求められた場合において、当該受益者の協力が特に必要であると認めるときは、あつせんをするものとする。

q 養殖業発展のための環境整備として、以下の措置を講ずる。

- ・ 国内外の需要を見据えて戦略的養殖品目を設定するとともに、生産から販売、輸出に至る総合戦略を立てた上で、養殖業の振興に本格的に取り組む。
- ・ 技術開発については、魚類養殖経営のボトルネ

- (・ まず、法律外で国が総合戦略を策定する。その上で、持続的養殖生産確保法を改正して総合戦略を法律に位置付けることを検討。)
- (・ 別途検討)

ックとなる優良種苗・低コスト飼料等に関する技術開発・供給体制の整備を強化する。

- ・ 国際競争力ある養殖を育成するため、実証試験等の支援を拡充する。 (・ 別途検討)
  - ・ 静穏水域が少ない日本において養殖適地を拡大するため、大規模静穏水域の確保に必要な事業を重点的に実施する。  
また、養殖場として、漁港（水域及び陸域）の有効活用を積極的に進める。 (・ 別途検討)
  - ・ 拡大する国際市場を見据え、HACCP対応型施設の整備や輸出先国に使用が認められた薬剤数の増加など、輸出を促進するための環境を整備する。 (・ 別途検討)
- 6 魚類の防疫に関する事項 (・ 別途検討)
- a 魚類の防疫に関する体系的な知識とを身につけるための研修等の蓄積を基礎に、養殖業の発展を担う民間の養殖業関係者が魚類の防疫に関する知識を習得できる環境を整備することとし、研修や魚類防疫士資格の取得機会の民間への解放を含めた必要な方策を検討し、結論を得て、実行する。
  - b 水産用ワクチンを始めとする魚病に関わる薬剤の承認審査期間を更に短縮するため、承認審査手続きの一層の効率化、海外で承認されている薬剤に関し、海外での各種基礎データや利用実績等に関する情報の活用等を通じた審査方法の簡素化について検討し、具体的な期間短縮の目標と実現のためのロードマップを関係府省連携の上作成し、実行する。

7 水産政策の方向性に合わせた漁協制度の見直し

漁協については、これまで漁協が果たしてきた役割・機能の評価しつつ、水産政策の改革の方向性に合わせて、以下に掲げる見直しを行う。

a 漁協を、団体漁業権の主体や、漁場管理の実施者という公的機能の担い手として位置づけることとし、以下の点を法定する。

- ・ 漁協の事業として、(4) No. 5及びpの漁場管理業務を行えることとする。

- ・ 団体漁業権や漁場管理に係る業務に要する費用の一部を漁業者等から徴収する場合には、漁業権行使規則、漁場管理規程を定め、都道府県の認可を受ける。

- ・ 漁場管理業務に関し、漁協のメンバー以外から費用を徴収する場合は、その用途に関する収支状況を明確化するとともに、情報開示を行うこととする。

- ・ 団体漁業権に関係する個別漁業者が漁協の構成員の一部である場合には、当該団体漁業権に関係する地区の漁業者からなる地区部会を漁協の中に常設し、そこで漁業権行使規則などを定められるようにする。

- ・ 全国漁業協同組合連合会（以下「全漁連」とい

【水産業協同組合法の改正】

5-1 事業の種類

漁業協同組合（以下「組合」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一～九 （略）

十 漁業法第〇条に規定する沿岸漁場管理団体として行う保全活動その他漁場の管理

十一～十七 （略）

5-2 事業の種類

漁業協同組合連合会（以下「連合会」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一～九 （略）

十 漁業法第〇条に規定する沿岸漁場管理団体として行う保全活動その他漁場の管理

十一～十八 （略）

・ 漁業権行使規則関係（4-13）で対応

・ 沿岸漁場管理規程関係（4-24）で対応

（・ 沿岸漁場管理規程関係（4-24, 25）で対応）

（・ 漁業権行使規則関係（4-14）で対応）

【水産業協同組合法の改正】

う。)は、漁協における団体漁業権や漁場管理に係る業務の適正化を図るための事業を行うことができることとする。

### 5-3 事業の種類

- (1) 漁業協同組合連合会（以下「連合会」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。  
一～十 （略）  
十一 会員の組織、事業及び経営に関する調査、相談及び助言  
十二 会員の意見の代表及び会員相互間の総合調整  
十三～十八 （略）
- (2) (1)第十一号の事業を行う連合会であつて全国の区域を地区とするもの（以下「全国連合会」という。）は、同号に規定する事業のほか、当該全国連合会を間接に構成する組合又は連合会の組織、事業及び経営に関する調査、相談及び助言の事業を行うことができる。
- (3) 全国連合会は、(1)第十一号及び前項の事業を行うに当たつて必要な場合には、当該全国連合会を直接又は間接に構成する組合又は連合会（以下「組合等」という。）に対し、当該組合等の有する団体漁業権に係る漁場の利用に関する業務及び当該組合等が行う漁場の管理に関する業務の適正化を図るために、必要な取組を行うことを求めることができる。

b 漁協の組織・事業体制を強化するために、以下の措置を講ずる。

・ 漁協の目的として、漁業者の所得向上を図ることを法律で明記する。

#### 【水産業協同組合法の改正】

### 5-4 事業についての配慮

組合は、その事業を行うに当たつては、水産資源の持続的な利用の確保及び漁業生産力の発展を図りつつ、漁業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない。  
(※ 連合会についても同条を準用)

・ 漁協の役員の中に販売のプロ等を入れることを法律で明記する。

#### 【水産業協同組合法の改正】

### 5-5 役員

組合員の漁獲物その他の生産物の販売の事業を行う組合にあつては、理事のうち一人以上は、水産物の販売若しくはこれに関連する事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有する者でなければならない。

・ 信用事業を行う信用漁業協同組合連合会等に対して、全漁連による監査に代えて、公認会計士監査を導入する。

#### 【水産業協同組合法の改正】

### 5-6 会計監査人の設置等

- (1) 組合員の貯金又は定期預金の受入れの事業を行う組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。）は、会計監査人を置かなければならない。
- (2) 前項に規定する組合以外の組合は、定款で定めるところにより、会計監査人を置くことができる。
- (3) 会計監査人設置組合（前二項の規定により会計監査人を置く組合をいう。次項において同じ。）は、作成した計算書類及びその附属明細書について、監事の監査のほか、主務省令で定めるところにより、会計監査人の監査を受けなければならない。
- (4) 会社法第四百三十九条の規定は、会計監査人設置組合について準用する。この場合において、同条中「第四百三十六条第三項の承認を受けた計算書類」とあるのは「水産業協同組合法第四十条第六項の承認を受けた同条第二項に規定する計算書類」と、「法務省令」とあるのは「主務省令」と、「前条第二項」とあるのは「同法第四十八条第一項（第六号に掲げる

計算書類に係る部分に限る。)」と読み替えるものとする。

- ・ 漁業生産組合の株式会社への組織変更を可能とする仕組みを導入する。

**【水産業協同組合法の改正】**

5-7 株式会社への組織変更

組合は、その組織を変更し、株式会社になることができる。

- ・ 国は、産地市場の統合など、販売力の強化を進める上で必要な場合には、漁協の広域合併を促進する。

(・ 別途検討。)

**6 運用上の配慮**

国及び都道府県は、この法律の運用に当たっては、漁業及び漁村が、海面及び内水面における環境の保全、海上における不審な行動の抑止その他の多面にわたる機能を有していることに鑑み、当該機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるよう、漁業者及び漁業協同組合その他漁業者団体の漁業に関する活動が健全に行われ、並びに漁村が活性化するように十分配慮するものとする。

(※) 資料作成者の承認を得て、規制改革推進会議事務局が一部修正。